

補助動詞「(て) やる／あげる」考

山橋 幸子

1. はじめに

補助動詞「(て) やる／あげる」は、「て」形の基幹動詞によって表される行為が、他人のためにする行為であり、その行為によって利益・恩恵が他人に与えられることを表わすと一般に言われている（松下1928／1930、宮地1965、鈴木1972、益岡1987、渡辺1991、大島1997、井島1999他）。^{*1} 例えば、

(1) 電車で老人に席を譲ってやった

において、「(て) やった」は「譲る」という基幹行為が「老人のため」にする行為であることを表し、「席を譲って」これより生ずる利益を「老人にやる」ことが表されている（松下1930：409）とされる。しかし、利益の授受が関らない場合にも「(て) やる／あげる」が用いられることがある。例えば、

(2) ワンタンの麺の部分を充分に、こう、冷やしてあげてですね、お肉の中まで、しっかり、冷やしてあげてください

（料理の先生1999. 9. 13『三分クッキング』）^{*2}

では、行為の対象は無生物「ワンタン」であるが、「ワンタン」が「冷やす」という行為により利益・恩恵を受けるとは考えられない。

本稿は、従来の考えとは異なり、「(て) やる／あげる」の基本的な意味が「誰かに対する愛情、同情、思いやり、いとおしさなどの感情から、ある行為を誰かに与えることを表す」と位置づける。そして、受益者の解釈は「(て) やる／あげる」それ自体の特徴ではなく、その特徴に起因する文の構成要素の特徴に基づくものであることを主張する。提案によ

り先行研究の問題が解決され、「(て) やる／あげる」の包括的な説明が可能となる。

2. 問題点

「(て) やる／あげる」は、一般に授受益補助動詞とよばれ、受け手は、行為の受け手であるのみならず利益・恩恵の受け手でもあると言われる。従って、受け手は有情名詞（典型的には人間）であることが前提とされる。しかし、前述の(2)や下記の(3)のように受け手が有情名詞でない場合もある。

(3) 鮭は三枚に下ろし、骨を抜いてやります

(雁谷哲・花咲アキラ『美味しんぼ』)

このような用法は、「最近、料理、手芸、ガーデニングなど、相対的に小さな対象を作ったり手入れをしたりするような場合に、テレビや週刊誌で耳にする（井島1999：32）」とされ、「(て) やる／あげる」の本来の機能が「薄まって、授受の相手を必要としない＜配慮、気配り＞の用法（井島1999：35）として捉えられている。しかし、

(4) 車を動かす前に充分にアイドリングしてあげて下さい

(新美、山浦、宇津野1987)

のように、対象が「車」のように大きな無生物の場合にも、以前より用いられているし、

(5) このピアノもそろそろチューニングしてあげよう
のように対象が「ピアノ」のような大きな物の場合にも用いられる。

又、先行研究では「(て) やる／あげる」が授受益補助動詞であるという観点から、受益者が「(て) やる／あげる」に内在する固有な特質であり、文を構成する際の必須項の意味役割であるとされている。そしてこの受益者は、形態的に下記に示されたように「のために」あるいは「に」格で表現されると言われる。^{*3}

(6) 「与え手」が「受け手」(のため) にVてあげる（大島1997より）
従って、

(7) 太郎は花子のために子守り歌を歌ってあげた

において、「のために」を伴う「花子」が必須項としての受益者である。又、

(8) 太郎は花子に子守り歌を歌ってあげた

においては、「に」格の「花子」が受益者である。しかし、「(て) やる／あげる」文において「のために」と「に」格が共起することもある。

(9) 太郎は花子のために花子に子守り歌を歌ってあげた

において、確かに「花子」は受益者と捉えられる。しかし、「花子」の受益者としての解釈は、「のために」、「に」格のいずれに基づくのかを明確にする必要がある。何故なら、

(10) 太郎は雪子のために花子に子守り歌を歌ってあげた

のような場合もあるからである。(10)における受益者は一体誰なのか。(7)において「のために」を伴う「花子」が受益者なら(10)の「雪子」もまた、受益者である。(8)において、「に」格の「花子」が受益者なら、(10)の「花子」も同様に受益者である。つまり、(10)は、「(て) やる／あげる」の必須項としての受益者を二人（「雪子」と「花子」）含んでいるということになる。この解釈は、しかし、格文法の提唱者フィルモア（1968）の主張する「一文一格の原理」に抵触する。^{*4} のみならず、動詞価の定義に関する深刻な問題を呈することになる。(7)及び(8)では受益者は一人であるのに(10)では受益者を二人含むことになる。つまり、「(て) やる／あげる」は、「子守り歌を歌う」という同じ行為と関りながら、ある時は受益者を一人とり、又、ある時は二人とするというように必須項の数が定まらない動詞ということになる。一方、受益者を「のために」を伴う名詞のみとする立場に立てば、(10)における受益者は「雪子」のみとなりこれらの問題は解決される。しかし、この立場に立つと(8)の「(て) やる／あげる」文には受益者が含まれないことになる。また、そのような場合は「に」格の「花子」という一般に受け入れられている立場に立つとしても、(8)において受益者とされる「花子」が、(10)においては何故受益者でなくなるのか、とりわけ、「花子」が動詞との関わりにおいて(8)と(10)でどのように異なるのかという本質的な説明が必要になる。しかし、両例文からその違いを見つけ出すのは容易なことではない。以上、受益者が「(て) や

る／あげる」に内在する固有の意味特徴であるという立場に立つ限り、なんらかの問題を抱えることになると考える。

3. 提 案

3. 1. 「(て) やる／あげる」の意味

「(て) やる／あげる」を含む下記の例文、

(11) 私は老人に席を譲ってあげた

において、「私」は与え手、基幹行為「席を譲る」は対象、「老人」は行為の受け手と解釈される。そして、「老人」は、確かに、利益・恩恵の受け手と解釈できる。ネイティブスピーカーなら誰でも容認できることである。しかし、これをもって「(て) やる／あげる」を利益・恩恵の授与表現とすることはできない。前述の(2)―(5)のように受益者の関らない「(て) やる／あげる」文が存在するのみならず、(11)と基本的には同じ事象を述べている下記の例、

(12) 私は老人に席を譲った

は、「(て) やる／あげる」を含まないにもかかわらず、「老人」を受益者と解釈できる。また、「(て) やる／あげる」を含まない(12)も「のために」と共起することができる。

(13) 老人のために老人に席を譲った

同様に、

(14) 花子は子供に本当の事を話してあげた

(15) 花子は子供に本当の事を話した

(16) 花子は子供のために子供に本当の事を話した

において、「子供」は「(て) やる／あげる」を含むか否かに関らず、受益者と解釈することができる。また、「(て) やる／あげる」を含まない場合にも「のために」と共起する。では、補助動詞「(て) やる／あげる」に内在する固有の意味とは何だろうか。本動詞「やる／あげる」との違いは単に授受対象が物ではなく行為であるというだけなのだろうか。

「(て) やる／あげる」を含む(14)を「(て) やる／あげる」を含まない(15)と比較すると、基本的には同じ事象が表現されているが、(14)には、「花

子」の「子供」に対する愛情や思いやりが感じられる。これは「花子」に「子供」に対する愛情やいとおしさなどの感情があるからであり、この感情が「花子」に「子供に本当の事を話す」という行為を引き起こさせていると考える。(11)の「(て) やる／あげる」文にも同様のことが言え、「老人」に対する愛情や思いやりが感じられる。つまり、「(て) やる／あげる」が文中で用いられる場合、まずもってこれらの感情が前提としてあるということである。このことは、下記の例文に、より明確に示されている。

- (17) (太郎は屏風に描かれた) 馬の後ろに、(クレヨンで) 一息に太い線を引いてやった。緑の地平線をかいてやったのだ。

(教育出版小6 p.75)

は、「(て) やる／あげる」を含まない

(18) 馬の後ろに、一息に太い線を引いた。緑の地平線をかいたのだ。と同じ事象を表現している。しかし、(17)には、(18)にはない「太郎」の「馬」に対する愛情や思いやりが感じられる。実際、(17)の前には、

- (19) 白一色の背景の中に、自分の好きな馬を置いておくのは、太郎には、いかにも悲しかった。 (同上)

とあり、「太郎」の心には、「馬」をいとおしむ気持や同情が働いていたことが「いかにも悲しかった」に示されている。「馬」に対するこの感情が内的な要因となって、「太郎」は「馬」に「太い線を引く」、「緑の地平線をかく」という行為を与えたのである。これを根拠に、「(て) やる／あげる」の基本的な意味を「誰かに対する愛情、同情、思いやり、いとおしさなどの感情から、ある行為を誰かに与えることを表す」と位置づける。本動詞「やる／あげる」と異なる基本的な概念は、対象が行為であることを除いては、愛情、同情、思いやり、いとおしさなどの感情（以下「愛情、思いやりの感情」）を必然的に伴うという点にある。本動詞「やる／あげる」の場合このような前提はなく、下記に示されたように、授受対象がそれを受け取る者にとって迷惑となるものの場合もある。

- (20) 私は嫌いな学生に不合格点／マイナス点をやった／あげた
誰かに対する「愛情、思いやり」という感情は行為を起こさしめる原動

力であり、「授益」という概念以前に人間の心に存在するものである。丁度、「殺害、加害」等という考えに先立って「恨み」という感情が存在するのと同じであり、愛情、思いやりの感情と授益とは明らかに区別されるものである。

「(て) やる／あげる」の意味を提案のように捉えると、行為の受け手が有情名詞でない場合にも問題とはならず、また、何故「(て) やる／あげる」文に愛情や思いやりが感じられるかも自然に説明できる。利益や恩恵は、基本的に生あるものが生きていく上で得になる事を指し、生きているものに与えてこそ意義のあるものである。しかし、愛情や同情、思いやり、いとおしさなどの感情は、生物、無生物に関わらず、その人間にとて大切なかなるものに対しても持ちうる。従って、

- (21) この巣のそばにね。ナイフを貸してよ。ぼくお墓を掘ってやるんだ^{*5} (教育出版中1)

のように死んだ動物（鳥）も当然その感情の対象となる。無生物の車であっても自分の愛用するものであれば、例外ではない。

- (22) この車もそろそろ洗ってあげないと、可哀相だ

- (23) 今年はピアノをチューニングしてあげよう

井島（1999：33）は、

- (24) ワンタンの麺の部分を充分に、こう、冷やしてあげてですね、お肉の中まで、しっかりと、冷やしてあげてください (=2)

において、「素材対象に対する＜配慮＞＜気配り＞の細やかさが感じられ、いかにも丁寧な仕事をしているという印象がある」と述べる。大切な材料である「ワンタン」に、愛情や思いやりの気持ちをもって料理をして下さいと言っているからである。

また、「(て) やる／あげる」を下記の例文、

- (25) ??先生、それは私が買ってきてあげます／さしあげます
- のように、目上の人に対して用いるのは一般に失礼とされ、日本人には受け入れられない。これは、この表現に含まれる意味特徴と文化との関りに基づくものである。先生に対して「ご苦労様」と学生が言うことも失礼になりうる日本の文化では、目上の人に対して愛情、同情、思いや

り、いたわりなどの感情を具体的に表現することは普通受け入れられないからである。

3. 2. 解釈される愛情や思いやりの相手

「(て) やる／あげる」の意味が「誰かに対する愛情、同情、思いやり、いとおしさなどの感情から、ある行為を誰かに与える」ということは、「(て) やる／あげる」が概念的には与え手、受け手(=相手)、対象の他に、愛情や思いやりの感情の相手を必要とする意味である。そして、「(て) やる／あげる」が文を構成する場合、下記の例文が示すように、その与え手、授受対象、受け手(=相手)は必須項として文中に現れる。

(26) 私が花子にケーキを作ってあげた

において、与え手は「が」格の「私」、受け手は「に」格の「花子」、授受対象は「て」形で表される行為「ケーキを作って」である。しかし、愛情や思いやりの感情の相手は「(て) やる／あげる」の特徴として概念的には了解されるが、特定の形式として文を構成することではなく、節、文、文脈を問わずそこに現れる様々な構成要素を基に解釈される。例えば、前述の「(て) やる／あげる」文(27)においては、愛情、思いやりの対象が「馬」であることが文を超えた文脈、つまり先行文である(28)から解釈される。

(27) (太郎は屏風に描かれた) 馬の後ろに、(クレヨンで) 一息に太い線を引いてやった。緑の地平線をかいてやったのだ。 (=17)

(28) 白一色の背景の中に、自分の好きな馬を置いておくのは、太郎には、いかにも悲しかった。 (=19)

又、

(29) 老人を気の毒に思い、(老人に) 席を譲ってあげた

では、「老人」が愛情、思いやりの相手であることが「(て) やる／あげる」を含む節を越えた「老人を気の毒に思い」から解釈される。問題を文レベルに限った場合は、その文の構成要素から解釈される。解釈の基となる典型的なケースが行為の受け手である。上記の(26)では、行為の受

け手である「に」格の「花子」が、同時に、愛情や思いやりの相手と解釈される。又、「のために」は、行為が利益や恩恵の授与目的であることを表す形式として付加的に用いられるが、この形式によって表現される受益者も「(て) やる／あげる」の意味特徴としての愛情や思いやりの相手と解釈される。愛情や思いやりの感情は、しばしば、その相手に利益、便宜、幸福等を与えることを目的とする行為に発展する事があるからである。このため「(て) やる／あげる」文は「のために」を伴う要素を含むことが多く、

(30) 私が花子のためにケーキを作つてあげた

においては、「のために」の受益者「花子」が「ケーキを作る」という行為を起さしめる愛情、思いやりの相手と解釈される。しかし、「のために」を伴う要素と行為の受け手の両者が共起する場合があり、その場合どちらの形式を愛情や思いやりの相手とするかということが問題になる。例えば、

(31) 花子のために花子にケーキを作つてあげた

では、「のために」の受益者も「に」格の行為の受け手も「花子」という同一人物と関っているので、愛情、思いやりの感情の相手を「花子」と解釈することに一見問題はない。しかし、利益の授与相手、つまり、受益者であることと行為の授与相手、つまり、行為の受け手であることとは別のことであり、

(32) 雪子のために花子にケーキを作つてあげた

のような場合がある。本稿は、愛情や思いやりの相手は受益の対象にはなるが被害の対象にはなることがない、という観点から受益者の表現形式「のために」に相対的優位性があることを主張する。つまり、(32)では、「に」格の「花子」ではなく、「のために」の受益者「雪子」を愛情、思いやりの相手と解釈する。これは、「のために」を伴う要素は恒常に文字どおり利益の授与相手であり、従って受益者であるが、行為の受け手は必ずしも受益者とは限らず、被害の受け手であることもあるという事実に基づく。例えば、

(33) 医者は家族のために(植物状態の)患者のチューブを外してあげた

において、「のために」の「家族」は受益者であるが、行為の受け手「患者」は生命を絶たれるという意味でむしろ被害者である。同様に、

(34) 健は花子のために次郎に仕返しをしてやった

では、「のために」の「花子」は受益者であるが、行為の受け手「次郎」は受益者とは解釈できない。以上、行為の引き金となる愛情や思いやりの相手の解釈には、「のために」の受益者に優位性があることを述べた。但し、強調したいことは、「のために」受益者は「(て) やる／あげる」の意味特徴ではなく、従って、文の必須項ではないということである。実際、

(35) 鮭は三枚に下ろし、骨を抜いてやります (= 3)

は容認されるが、

(36) *鮭のために鮭は三枚に下ろし、骨を抜いてやります

は容認されない。このように「のために」受益者の起こらない場合は、行為の受け手が愛情や思いやりの相手と解されることは上記した通りである。(35)の愛情や思いやりの相手は、従って、「鮭」である。

3. 3. 「(て) やる／あげる」文の受益者

一般に言われるように、「(て) やる／あげる」文の多くが受益者と解せる要素を含むことは事実である。この要因は、「(て) やる／あげる」文には、まずもって愛情や思いやりの感情が前提としてあることにある。この感情の対象相手が、「(て) やる／あげる」の表す事象とどう関っているかによって、受益者表現「のために」が現れたり、又、行為の受け手に利益・恩恵をもたらすものという特定の了解事項が授受対象に必要とされたりする。そして、その結果「(て) やる／あげる」には受益者と解される要素が頻繁に含まれると考える。以下、これらについて詳細する。

「のために」受益者

前述のように、「(て) やる／あげる」の語彙特徴としての愛情や思いやりは、その相手への授益目的の行為へと発展しやすく、その場合、愛情や思いやりの相手は「のために」という形式を伴って文中に起る。

「のために」は、あくまでも行為の目的を表す付加詞であり、意志動詞であればいかなる動詞とも共起する。そして、前述のようにこの形式を伴う名詞は受益者であることを恒常に表す。従って、

- (37) 健は雪子のために死んだ／諦めた／嘘をついた／自首した／働いた／窓を開けた

のようにどの動詞と共に起しようとも、「のために」の「雪子」は常に受益者である。「(て) やる／あげる」と共起する場合も例外ではない。

- (38) 太郎のために知らないふりをしてあげた

- (39) 太郎のために待っていてあげた

において「太郎」は、前述のように、「(て) やる／あげる」の語彙特徴としての愛情、思いやりの相手と解釈される。しかし、形態的には行為の目的としての利益・恩恵の授与相手として「のために」を伴い、受益者としてまずもって文を構成している。つまり、「太郎」が受益者と解釈されるのは「のために」に基づくものであり、「(て) やる／あげる」の語彙特徴に基づくものではない。従って、「(て) やる／あげる」を含まない下記の例、

- (40) 太郎のために知らないふりをした

- (41) 太郎のために待っていた

においても「太郎」は受益者である。

行為の受け手としての受益者

「(て) やる／あげる」の特徴としての愛情や思いやりの相手が行為の受け手であるケースもある。その場合の基幹行為は、受け手に利益・恩恵をもたらすものである場合が多い。とりわけ、受け手が有情名詞の場合にはそうである。そしてこれに対応するのが基幹動詞自体の語彙特徴であったり、又、基幹動詞とそれが要求する必須項とが結びついたものであったりする。例えば、前述の

- (42) 電車で老人に席を譲ってあげた

(= 1)

において、「老人」が受益者と解されるのは、基幹行為の「譲る」の語彙的特徴によるものである。フィルモア (1968) は「動詞の語彙記載項

目」で、「ある種の動詞では、それと本来結びつく自変項のどれかにある特定の了解事項が必要となる (p. 183)」と述べる。同様に、「譲る」の対象には、その相手に利益となるものであるという了解事項が必要である。このことは、対象に「財産」を含む、

(43) 子供に財産を譲った

は容認されるが、「借金」を含む、

(44) ? ? 子供に借金を譲った

は不自然であることに示されている。結果として、「譲る」の相手は常に受益者であるということになる。これが、(42)の「老人」が受益者と解されるゆえんである。

また、下記の例文、

(45) 太郎は花子に (すしを) おごってあげた

における「花子」も受益者と解される。これも基幹動詞「おごる」の語彙特徴が要因である。「動詞によっては、ある動作の結果を本来含んでいることもある (フィルモア1970: 197)」が、「おごる」という動詞はそれ自体の意味の中に、動作の結果としてもたらされる「利益・恩恵」が含まれていると考える。この特徴ゆえに、「おごる」の相手は常に受益者であり、従って、「(て) やる／あげる」を含まない、

(46) 太郎は花子に (すしを) おごった

においても、「花子」は受益者と解される。「(て) やる／あげる」文(45)の「花子」が受益者と解釈されるのもこのためである。同様のことが「ごちそうする」にも言える。

(47) 太郎は花子に (すしを) ごちそうしてあげた

において「花子」が受益者と解されるのは、「ごちそうする」自体の意味の中にその動作の結果としてもたらされる「利益・恩恵」が含まれているからである。以下の基幹動詞にも同様のことが言える。

(48) 花子は太郎を助けて、看病して、救助して、救って、援助して、支持して、支援して、支えて、保護して、擁護して、見守って、慰めて、かばって、介護して、かくまって、介抱してーあげた

(49) 花子は太郎につくして、協力してーあげた

において、「太郎」が受益者と解されるのは、基幹動詞に内在する語彙的意味特徴に基づくものである。

受益者解釈の要因は、基幹動詞自身の特徴によるものではなく、動詞とそれが要求する必須項とが結びついて構成される場合もある。例えば、「話す」を含む例文、

(50) 花子は子供に本当のことを話してあげた (=14)
の「子供」は前述のように受益者と解釈できる。しかし、「話す」の場合は「譲る」や「おごる」の場合とは異なり、その相手が必ずしも受益者とはならない。

(51) 太郎が子供に変なことを話した
は容認されるが、「子供」は必ずしも受益者とは言えない。(50)において、「子供」が受益者と解せるのは、「話す」の対象が「本当のこと」であるからであり、「本当のこと」と「話す」が一緒になった「本当のことを話す」がその相手に利益をもたらすと解される。従って、

(52) 花子は子供に本当のことを話した (=15)
においても、「子供」は受益者と解される。下記の基幹動詞にも「話す」の場合と同じことが言える。

(53) 太郎が花子に花子の喜ぶ物を見せて／送ってーあげた
において「花子」が受益者と解されるのは、対象である「花子の喜ぶ物」と「見せる」、「送る」が結びつくことによる。基幹動詞「見せる」や「送る」の相手が必ずしも受益者とは言えないことが下記の例に示されている。

(54) 太郎は花子に花子の嫌がる物を見せた／送った
前述の例文、

(55) 太郎は花子に子守り歌を歌ってあげた (=8)
の「花子」が受益者と解されるのも同様で、授受対象である「子守り歌を歌った」という行為に基づく。

「のために」受益者と行為の受け手受益者との共起

「(て)やる／あげる」文において、受益者と解される行為の受け手が「の

ために」で表される受益者と共に起する場合もある。前述の、

(56) 雪子のために花子に子守り歌を歌ってあげた。

は、受益者を「(て) やる／あげる」の語彙特徴としての必須項と捉える先行研究には問題であった。しかし、本稿の立場からは問題にはならない。「雪子」は行為の目的、利益・恩恵の授与相手として、「のために」を伴うゆえに受益者と解され、「花子」は「子守り歌を歌う」という授与される対象の特徴ゆえに受益者と解される。いずれの受益者の解釈も「(て) やる／あげる」自体の特徴に基づくものではなく、従って、動詞価や格文法において主張されている「一文一格の原理」に抵触することはない。同様に、

(57) 花子のために次郎にすしをご馳走してあげた

では、「花子」という受益者と「次郎」という受益者を含む。「(て) やる／あげる」の語彙特徴としてではなく、「花子」は「のために」ゆえに、そして「次郎」は「ご馳走する」という基幹動詞の特徴ゆえにそう解釈されるのである。

4. 最後に

本稿は「(て) やる／あげる」文には、愛情や思いやりが感じられることを根拠に、「(て) やる／あげる」の基本的な意味を「「誰かに対する愛情、同情、思いやり、いとおしさなどの感情から、ある行為を誰かに与えることを表す」と位置づけた。そして、愛情や思いやりの相手が文、文脈を問わず種々の形を通して解釈されること、また、受益者が「(て) やる／あげる」の語彙的意味特徴そのものなのではなく、この特徴に起因して起こる文構成要素の特徴によるものであることを述べた。

補助動詞「(て) やる／あげる」の本来の機能は、松下（1930）以来、授受益を表わすことにあると一般にされてきた。受益者の関らない用法をどのように捉えるかは、言語学とはどういう学問であるかという根源的な問いと深く関わっている。言語の本質を追求し、科学的探究の何らかの役に立とうとするなら、包括的、科学一指向的であるべきだとブンゲ（1984）は主張する。そして、自然科学では、一般法則に対する例外の

発見で、通常、一般法則を変更することが強いられる。本稿の提案が「(て) やる／あげる」の用法全体に適用できるか否かは、今後も検証されなければならない。しかし、先行研究の抱える問題は少なくとも解決され、「(て) やる／あげる」の用法をより包括的に説明できる。

注

- * 1 「(て) やる」は、強い意志を表すなど、様々な用法があるが、本稿では、敬意の低い形式として「(て) あげる」と交替可能な場合の用法のみを扱う。
- * 2 例文(2)および(3)は井島 (1999) より借用。
- * 3 益岡 (1980)、山岡 (1993) 等参照。
- * 4 一つの動詞を中心とする単文において同じタイプの意味格が二度現れる事は決してないことを「一文一格の原理」と言う。
- * 5 豊田 (1974) より借用。

参考文献

- 井島正博 (1999) 「魚は三枚におろしてあげますー<配慮・気配り>を表すテヤル・テアゲルー」『日本語学』18 - 12 明治書院 pp. 32 - 5
- 大島資生 (1997) 「受給・受益の表現」『日本語学キーワード辞典』朝倉書店 pp. 213-4
- 奥津敬一郎 (1979) 「日本語の授受動詞構文」『人文学報132森山重雄教授記念号』東京都立大学人文学部 pp. 1-27
- 金田一春彦 (1988) 『日本語 (下)』岩波書店
- 城田 俊 (1996) 「話場応接態 (いわゆる「やり・もらい」) – 「外」主語と「内」主語」『国語学』186 国語学会 pp. 1-14
- 鈴木重幸 (1972) 『日本語文法形態論』むぎ書房
- チャールズ・フィルモア (1976) 『格文法の原理』(田中春美・船城道雄訳) 三省堂
- 豊田豊子 (1974) 「補助動詞「やる・くれる・もらう」について」『日本語学校論集』1 東京外国语大学外国语学部附属日本語学校 pp. 77-96
- 益岡隆志 (1980) 「複合述語と格指定」『神戸外大論叢』第31巻第2号 神戸市立外国语大学 pp. 83-95
- 益岡隆志 (1987) 『命題の文法—日本語文法序説』くろしお出版
- 益岡隆志 (1987) 「ケース7 受給・受益の表現」『ケーススタディ 日本文法 おうふう』pp. 38-43
- 新美和昭・山浦洋一・宇津野登久子 (1987) 『複合動詞』—外国人のための日本語例文・問題シリーズ4 荒竹出版

補助動詞「(て) やる／あげる」考

- 松下大三郎 (1928) 改撰標準日本文法 中文館書店 (勉誠社復刊、1974)
- 松下大三郎 (1930) 増補改訂標準日本語口語法中文館書店 (勉誠社復刊、1977)
- マリオ・ブンゲ (1984) 『言語とはなにか—その哲学的问题への学際的視点』
(氏家洋子訳) 誠信書房
- 三宅知宏 (1996) 「日本語の授受構文について」『国語学』186国語学会
pp. 1-14
- 宮地 裕 (1965) 「「やる・くれる・もらう」を述語とする文の構造について」
『国語学』186国語学会 pp. 21-33
- 山岡政紀 (1993) 「授受構文における動作主と受益者」『小松英雄博士退官記念
日本語学論集』三省堂 pp. 666-651
- 山田 進 (1993) 「語の形式と意味」『国語学』175 国語学会 pp. 90-77
- 渡辺 実 (1991) 「「わがこと・ひとごと」の観点と文法観」『国語学』165
pp. 1-14